

平成20年9月24日

社会保障審議会 障害者部会
部会長 潮谷 義子 様

社団法人全国脊髄損傷者連合会
副理事長 大濱 眞

障害者自立支援法の報酬・基準改定にあたって

障害者自立支援法の法改正および報酬改定等にあたっては、重度障害者等の地域生活を支援する観点から、訪問系サービス等について、サービス支給量とサービス提供の基盤整備の両面について、改善に向けた取り組みが必要だと考えます。

1. 訪問系サービスの支給量について

- (1) 市町村が「必要な人に必要なサービスを」という法の理念に則って適切な支給決定が行えるように、国庫負担基準の廃止によって、市町村が支弁した費用の全額を国庫負担の対象とする必要があります。

平成20年7月15日提出の国会資料のp.p.7-17

- (2) 25%負担が重く押し掛かってしまう小規模市町村等に対して国が直接財政支援を行うことについて、検討が必要だと考えます。

平成16年10月12日「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案について)」における調整交付金構想(都道府県経由での財政調整)

- (3) ケアホームの身体障害者への対象拡大については慎重な検討が不可欠であると考えます。

平成20年7月15日提出の国会資料のp.18

2. 訪問系サービスの提供基盤の整備について

- (1) 重度訪問介護について、「支給決定を受けたのにサービスが利用できない」という問題を解決するために適切な報酬単価が不可欠です。

平成20年7月15日提出の国会資料のp.p.4-6

- (2) 居宅介護について、ヘルパー3級の従事資格を今後も継続すべきだと考えます。

ピアヘルパーの取り組み

【別添】

資料 読売新聞 平成20年9月2日付朝刊

資料 朝日新聞(大阪本社版) 平成20年9月18日付朝刊

資料 朝日新聞(大阪本社版) 平成20年9月19日付朝刊

社会保障 女性

重度身体障害者の支援

重い障害を持った人が、自宅で生活しながら社会参加を目指すケースが増えていく。2006年度に施行された障害者自立支援法でも、必要な支援を行うことがうたわれているが、理想通りに進んでいない。(社会保障部 安田武晴)



電動車いすヘルパーの介助で、車いすからベッドへ移動する本島さん(東京都目黒区内の自宅アパートで)

◆介護移行
高校時代、柔道のけいこで頸髓を損傷した木下眞さん(21)は、今年4月、東京・目黒区のアパートで母親と暮らし始めた。首から下が動かず、人工呼吸器を付けている。ヘルパーによる訪問介護と母親の介護を受けながら、大学進学を目指して勉強している。

◆介護移行
要なサービスを提供できる。無理なことから、母親も一緒に上京し、毎夜、呼吸器

「自立」に介護不足の壁

自宅ですべての生活を送るには、長時間の介護が必要だが、ヘルパーのサービス事業所が多い都市部に行くことができない。東京府内への引っ越しを決意し、最終的に、支援団体の拠点に近い目黒区を選んだ。

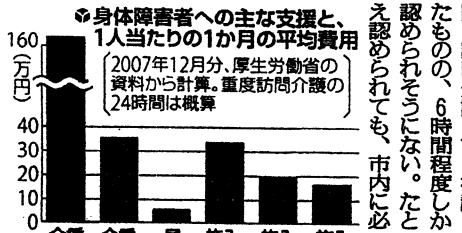
管理や尿のチェックなどをしていることになった。その後も、背徳損傷者の支援団体「日本せきすい基金」の支援を受けながら、側と交渉を続け、24時間の支給の実現を目指している。

多くの事業者が、厚労省が設定する重度訪問介護の報酬単価が安いことを理由に挙げている。利用者が最重度でも、日中で1時間平均1605円。介護保険の訪問介護(身体介護)中心で4020円)に比べてかなり安い。

自宅ですべての生活を送るには、長時間の介護が必要だが、ヘルパーのサービス事業所が多い都市部に行くことができない。東京府内への引っ越しを決意し、最終的に、支援団体の拠点に近い目黒区を選んだ。

多くの費用がかかり、給付に消極的になりがちだ。サービス提供費用は原

自立生活を送れるようになっている。専属の介護者制度は、英国やカナダにもある。このほか、米国には「障害のあるアメリカ人法(AADA)」という障害者差別禁止法があり、パリアフリー(障害除去)が行き届いている。このため、介助などでも車いすなどで移動できる場合が多い。同様の法律は、英国などにもある。



引越先に先立ち、昨年秋ごろ、同区に対して24時間の訪問介護を打診したが、認められなかったのは17時間

和歌山市の石田雅俊さん(40)は、ヘルパーの介護を受けながら一人暮らしをしている。生まれつきの脳性まひで首から下が動かず、生活全般に介護が必要だ。昨年10月、訪問介護が月約100時間も減らされ、377時間。市との交渉が決裂し、今年5月、訴訟を起した石田さんは「地域社会を暮らすことが当たり前

必要な介護が給付されず、当然の社会参加ができないのは、障害者本人だけでなく、社会にとってもマイナスだ。国は費用の確保に責任を持つべきだ。

③つの提案

- 費用負担は都道府県単位で調整
- 重度訪問介護の報酬引き上げを
- 地域生活の権利、公的支援で保障

公的支援 世界的流れ

北野誠一・東洋大教授(地域福祉論)「重度障害者が地域生活を送ることは当然の権利であり、日本も公的支援を充実させるべきだ。国連障害者権利条約が発効し、世界的な流れになっている。一方、障害者も、支援などを活用して、働いたり、NPOなどに参加して社会的に貢献する活動に求めている。地域や社会の一員、となることも、世の中に貢献できることは多い」

◆サービス不在
サービスが見つかりにくい状況も全国に広がっている。事業者が多いとされる都内ですら、ヘルパー派遣を80事業所に依頼し、すべて断られたケースもあった。